

議案第 27 号

芽室町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件

芽室町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

平成 20 年 3 月 3 日提出

芽室町長 官 西 義 憲

芽室町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事行政の運営の状況の報告)

第 2 条 任命権者は、毎年 7 月末日までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。

(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況

(2) 職員の給与の状況

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

(5) 職員のサービスの状況

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(8) その他町長が必要と認める事項

(公平委員会の業務の状況の報告)

第 3 条 公平委員会は、毎年 7 月末日までに、前年度における業務の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(3) その他町長が必要と認める事項

(公表)

第 4 条 町長は、前 2 条の規定による報告を受けたときは、毎年 9 月末日ま

で、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町広報誌に掲載する方法

(2) 町長が定める場所において一般の閲覧に供する方法

(3) インターネットの利用により閲覧に供する方法

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

説 明

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めようとするものであります。